

# 教務内規

## 第1章 総則・在籍

(総則・在籍する部)

第1条 大阪府立東住吉総合高等学校は、(以下本校と略する)文部科学省の学習指導要領の定めるところにより全日制課程総合学科による教育課程とする。

(在籍・修業の年限)

第2条 生徒の在籍の年限は、最長6年とする。ただし、休学期間は含まない。

(受講登録)

第3条 生徒は、本校の開設科目(選択科目)を履修する際、当該科目について所定の期日内に受講登録をしなければならない。ただし、受講登録の有効期間は当該年度内とする。

2 生徒が外部の大学等の開設科目を履修しようとする場合、当該科目について、所定の期日内に受講登録をしなければならない。ただし、受講登録の有効期間は当該年度内とする。

3 生徒が高等学校卒業程度認定試験の科目を受検する場合、受検願を提出しなければならない。

(受講する単位数)

第4条 本校において1年間に受講登録できる総単位数は学校設定教科「トライタイム」の各科目と、「クリエイティブタイム(CT)」の開講科目を除き、30単位以内、半期ではその2分の1以下とする。

## 第2章 出欠席

(授業日数)

第5条 授業日数とは、生徒が受講登録を行った科目の授業日、HR活動日、学校行事日及び休業中の登校日等の日数を合わせたものとする。但し、土曜日を除く。

2 転学又は退学した生徒については、転学が許可された日、又は、退学が許可された日までの授業日数とする。

3 編・転入学した生徒については、編・転入学が許可された日以後の授業日数とする。

(出席しなければならない日数)

第6条 出席しなければならない日数は、授業日数から出席停止、忌引等の日数及び留学の日数を減じた日数とする。

(出席停止)

第7条 出席停止とは、以下の項目に該当するものとする。

(1) 学校教育法第11条による懲戒のうち停学の場合。

(2) 学校保健安全法第19条による出席停止の場合。

(3) 学校保健法第20条による学校の一部を臨時休業とする場合。

- (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 19 条, 第 20 条, 第 26 条及び第 46 条による入院の場合。
- (5) 非常災害等で校長が出席しなくてもよいと認めた場合。
- (6) 就職や進学受験のため出席しなかった場合。

(忌引)

第 8 条 忌引日数は以下のとおりとし, 遠隔地の場合はこの日数に旅行日を加算するものとする。

- (1) 1 親等 …………… 5 日
- (2) 2 親等 …………… 3 日
- (3) 3 親等 …………… 1 日

(欠席日数)

第 9 条 欠席日数は出席しなければならない日数のうち, 病気又はその他の理由で生徒が欠席した日数とする。

(欠課)

- 第 10 条 1 授業時間内において, 遅刻, 途中退席, 早退の合計時間が別途定める基準の時間(20 分)を超えた場合は欠課とする。
- 2 前項の基準の時間は, 50 分・45 分・40 分のいずれの授業時間においても当てはまるものとする。

(欠課時数)

第 11 条 欠課時数は次のとおりとする。

- (1) 欠課時数とは, 各教科・科目, 特別活動の各学期の欠席時数の合計をいう。
- (2) 特別活動に遅刻・早退がある場合, 本校の開設科目と同様に扱う。
- (3) 定期考査の欠席及び自習時間の欠席は欠課時数に加える。
- (4) 各科目の欠課時数が単位数×10 に達するまでに, 教科担当は生徒本人及び担任にその旨を伝え, 担任から保護者へ連絡する。

(公認欠席)

第 12 条 生徒が次の理由により欠席(欠課)する場合は, 原則としてその日(校時)を出席扱いとする。

- (1) 部活動において公式試合・大会に出場の場合。
- (2) 公的な用務(生徒会活動)の場合。
- (3) 交通機関の運行停止又は災害のため登校不能な場合。
- (4) 健康診断で学校が指示した場合。
- (5) 校内事故(授業又は部活動における事故)のための診断で, 学校が指示した場合。
- (6) その他校長が認めた場合。

(認定による欠席)

第 13 条 生徒が次の理由により欠席(欠課)する場合は, 原則としてその日(校時)を忌引等の扱いとする。

- (1) 校内事故(授業等又は部活動における事故)のための治療で, 学校が認めた場合。